

公正な分配と租税-移転体系*

横 山 彰

目 次

- I 序 論
- II 公正な分配の対象
- III 水平的公平の指標
- IV 公正な分配と租税-移転体系
- V 結 論

I 序 論

1960年代後半以降、公正な分配をめぐる多数くの議論がなされるようになり、分配問題はふたたび経済学の主要テーマとなってきた。しかしこれまでの議論の多くは、機能的分配であれ人的分配であれ、分配問題を所得分配問題と同義に取り扱ってきた。つまり、公正な所得分配状態が何か、公正な分配に関する問題として専ら考えられてきたのである。このことは、公正な分配が何に関する分配なのか換言すれば公正な分配の対象は何か、という基本問題がこれまでの議論ではほとんど無視されてきたことを意味する。この基本問題を明示的に検討しなかったことが、公正な分配に関するさまざまな概念、より正確にはさまざまな価値基準——賦与基準、功利主義基準、公平基準、平等主義基準——を体系だて理解することを困難にしてきたといえよう。

またこの基本問題は、租税-移転体系が公正な分配を達成する一手段として

* 本稿は、日本財政学会第36回大会（1979年10月、於・立教大学）での報告「公正な分配と水平的公平」をまとめ、さらに発展させたものである。なおここに、当日会場で有益なコメントを頂きました深谷昌弘教授（成蹊大学）に感謝の意を表します。

利用できるならば、租税の規範理論における水平的公平の問題と密接にかかわるのである。衆知のように水平的公平とは、等しい状況にある人びとに対し等しい租税上の取り扱いを要求する基準であるが、等しい状況を何の指標で定義するのかという問題がこれである。この水平的公平の問題は、課税ベースの選択問題でもある。

本稿の目的は、公正な分配と水平的公平におけるこうした基本問題を検討し、この観点から租税-移転体系を再考することにある。

次節では、公正な分配の対象に関する考察を主軸におき、公正な分配のさまざまな価値判断ないしアプローチを検討する。Ⅲ節では、水平的公平における等しい状況を定義する指標について論及する。またⅣ節で、公正な分配の対象と水平的公平の指標とを結びつけて、公正な分配を達成するための租税-移転体系を考察する。そしてⅤ節の結論において、分配政策手段としての租税-移転体系の有効性とその限界を示唆しよう。

Ⅱ 公正な分配の対象

公正な分配とは何かという問題は、次の2つの要素からなると考えられる。そのひとつは、公正な分配の意味する分配とは何に関する分配なのかという問題である。それは権利の分配なのか、厚生ないし効用水準の分配なのか、所得の分配なのか、あるいは富の分配なのか、それとも特定財の消費水準の分配なのか。もうひとつは、その公正な分配の対象に相応する公正な分配状態とは何かという問題である。ここで分配状態は何らかの平等指標ないし不平等指標で表わされるもので、また公正な分配状態はこの平等指標ないし不平等指標における任意の数値で表示されるのである。この公正な分配状態に照らしてはじめて、その対象の現実の分配状態に対しどれほどの分配上の変化をもたらすべきかを決定できるのである¹⁾。

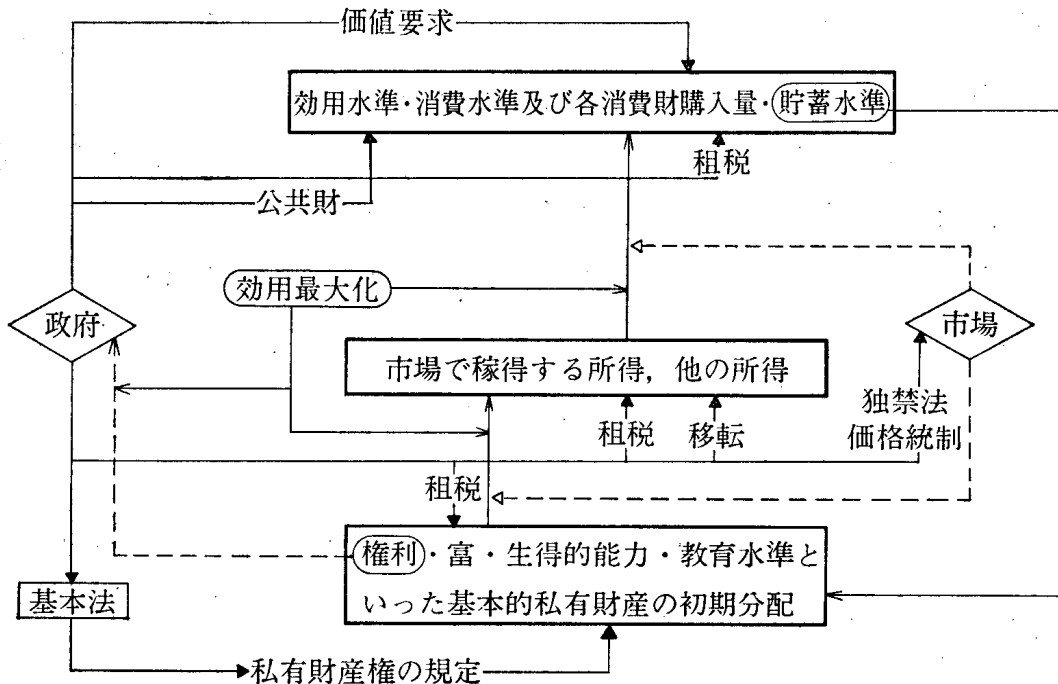
こうして、公正な分配とは何かという問題は分配政策の対象およびその分配

1) 公正な分配の対象と公正な分配状態とで公正な分配を認識する筆者の考えは、すでに横山 [12], [13] で論じたものである。

上の変化を決定する問題である。これは分配政策の目標を決定する問題に他ならないのである。この分配政策の目標は社会的意思決定を通じ決定されるのだが、そのときまず何を公正な分配の対象とするのかが決定されなければならない。そこで以下においては、公正な分配の対象について、各個人(有権者)が完全平等に1票だけ投票権をもつ民主制下の混合経済の枠組みの中で幾分詳しく論及してみよう。

先に述べた公正な分配の対象と考えられうる事象は、個人の経済活動において相互に関連している。この関連を表わしたのが図1である。公正な分配の対象と考えられうる事象は、図1の太線の枠内で示してある。各個人が市場で稼得する所得は、権利・富・生得的能力・教育水準といった基本的私有財産の初期分配の下で、各個人が市場で効用最大化を目指し行動した結果として得られるものである²⁾。したがって各個人が市場で稼得する所得は、基本的私有財産の初期分配と完全競争市場であるか否かといった市場形態とに左右されるのである。また、各個人はこの市場で稼得する所得以外の所得を得ているかもしれ

図1 公正な分配の対象の相互連関



2) この効用最大化は、例えば個人の労働とレジャーの選択を考えれば容易に理解できよう。

ない。これは政府からの現金移転や他の個人からの遺贈などである。この2種類の所得を合計した総所得をもって、ふたたび各個人は市場で自らの効用を最大にするように消費水準および各消費財購入量と貯蓄水準を選択し、その結果として最大の効用水準を達成するのである³⁾。このうち貯蓄水準は、富を形成し次期の基本的私有財産の初期分配へとフィードバックする。

他方、分配政策にかかわる政府活動は図1の黒い矢印で示してある。政府は、富、所得および特定財消費に課税したり、公的扶助などの現金移転を行なっている。また、独禁政策や広義の価格統制を実施したりして市場にも介入している⁴⁾。さらには、さまざまな公共財を供給することで市場を経ずに各個人の効用水準を高めたり、価値要求を充足するため各個人が選択した特定財の消費水準を是正したりもしている⁵⁾。そのうえ、基本法 constitution (人権、自由権、私有財産制などを規定する基本ルール) の変更を通じて私有財産権自体の規定を変化させることで、政府は基本的私有財産の初期分配にも変化をもたらしているのである。こうしたさまざまな政府活動はまた、個々人が自らの効用の最大化を目指し、選挙権ないし投票権という権利を行使する社会的意思決定過程のアウトプットとして認識することができる。このように、公正な分配の対象は個人の効用最大化行動という糸で結ばれて相互に関連をもつのである。

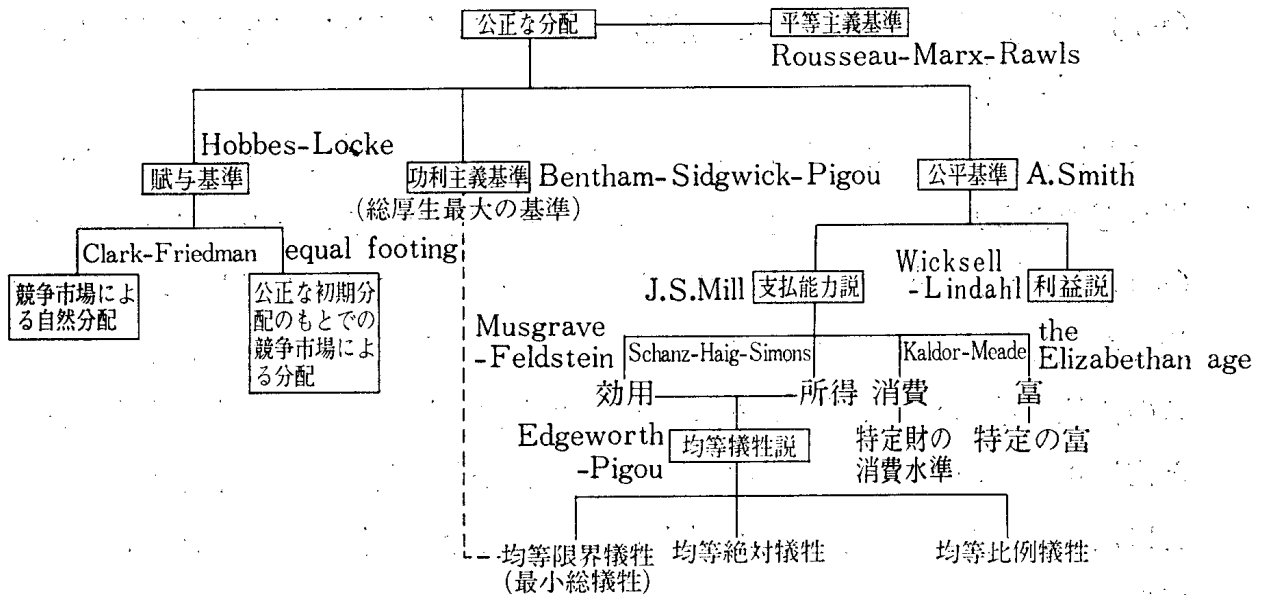
さて、この公正な分配の対象とその公正な分配状態とで公正な分配を考察すれば、公正な分配に関するこれまでの種々の価値判断ないしアプローチが明確となろう。図2では、公正な分配に関するさまざまな価値判断を、賦与基準 (Endowment-based criteria)・功利主義基準 (Utilitarian criteria)・公平基準 (Equity criteria)・平等主義基準 (Egalitarian criteria) に大別して描いてあ

3) こうした二段階の効用最大化プロセスはあくまで仮設的なもので、現実世界ではこれらのプロセスが同時に進行していることはいうまでもなからう。

4) 広義の価格統制とは、ある政策目標を達成するため政府が市場の価格形成過程に直接・間接に介入することである。

5) 価値要求 (merit wants) とは、政府が「価値あるものと認めた」財・サービスの消費水準を、市場機構を通じ個人が直接に消費する量以上に是正しようとするものである。Musgrave [9] 邦訳 pp.18-20参照。

図2 公正な分配の価値基準



る⁶⁾。以下で各基準の概要を簡単に記し、公正な分配の対象と状態の観点から各基準の公正な分配の概念を明らかにしよう。

(a) 賦与基準

これは、自然法哲学者 Hobbes, Locke に代表される 価値基準で、自らの努力の成果を獲得することは各個人の生得的権利とするものである。これには次の2つが考えられる。

(a-1) 競争市場による自然分配を公正とする伝統的な賦与基準

これは貢献主義ともいわれているもので、Friedman の「各人に、彼と彼の所有する生産手段とが生産するところのものに応じてあたえよ」⁷⁾ に端的に表現されている。ここでは市場のルールだけが公正な分配の対象になっており、その公正な分配状態とはルールの適用が平等であることと理解できよ

6) この図2は James & Nobes [6] p. 82 の Figure 5 A に加筆修正したものである。加筆した点は、平等主義基準を新たに付加し、支払能力説の枠組みの中に効用、特定財の消費水準、特定の富を含め、さらに各基準とその下部概念に代表的と思われる人名ないし名称を書き加えた点である。また修正した点は、均等犠牲説を所得だけの流れではなく、効用と所得との合流したものとした点である。

7) Friedman [3] 邦訳 p. 181.

う。それゆえ、この価値基準では所得や富などの分配は何ら問題とはならないのである。

(a-2) 公正な初期分配の下での競争市場による分配を公正とする現代的賦与基準

これは、スタートの立場と市場ルールの適用とが平等ならば競争市場の結果がどのようなものでも是認するという考え方で、イコール・フットング (equal footing) ともいえるものである。スタートの立場が平等とは、生得的能力を除く基本的私有財産の平等な初期分配状態を意味している。そこで、この価値基準における公正な分配の対象は生得的能力を除く基本的私有財産と市場ルールの適用との2つで、その公正な分配状態はともに平等ということになる。したがって、この価値基準でも所得分配は何ら問題にならないのである。

(b) 功利主義基準

これは、功利主義者 Bentham, Sidgwick, Pigou などに代表される価値基準で、社会全体の総厚生つまり各個人の効用水準の総和を最大にするような所得分配を公正とするものである。各個人の効用水準はその者の所得だけに依存していると考えられていたので、効用水準の分配問題と所得の分配問題とを明確に区分することはできない。とはいうものの、所得そのものよりもむしろ、所得から各個人が引き出すことのできる幸福度すなわち効用水準が問題となっていたことに注目すべきであろう。つまりこの価値基準では、暗黙のうちに効用水準を公正な分配の対象としており、その公正な分配状態は社会の総厚生を最大にする状態ということになる。この公正な分配状態は各個人がどのような効用関数をもつかに左右されるのである。各個人の効用関数が同型であるならば、つまり各個人の満足の享受能力が同じならば、公正な分配状態は完全平等となるのだが、もしそうでなければ完全平等にはならないのである。

(c) 公平基準

これは、租税を考慮した上での公正な分配に関するもので、租税の公平についての価値基準でもある。衆知のように、Smith の『国富論』における第一租

税原則⁸⁾が次の支払能力説と利益説の流れの源泉となっている。

(c-1) 支払能力説

これは総合的な支払能力あるいは経済力に応じ課税することを公正とするものである。したがってここでは、こうした課税による結果生じた支払能力ないし経済力の分配を公正とみなしていると理解できる。だが、この総合的な支払能力ないし経済力をいかなるタームで補捉するかにより、支払能力説はいくつかのアプローチに分かれている。いずれにせよ、この価値基準では、総合的な支払能力ないし経済力を表わすと考えられる指標が公正な分配の対象となるが、その公正な分配状態については明示されていないのである。

(c-2) 利益説

これは、政府の供給するサービスから各個人が得る便益に応じ、つまり公共サービスに対する個々人の有効需要量に応じ、課税することを公正とするものである。ここでは、何らかの公正な分配がすでに達成されている状態で、こうした課税によって生じた結果を公正とみなしているといえよう。したがって利益説は、社会が公正な分配を達成した状態ではじめて有効となるのである。では公正な分配とは何か。これについては何も明示されていないのである。こうしてこの価値基準では、公正な分配の対象もその状態も考慮されておらず、公正な分配に関する問題そのものが存在していないといえよう。

(d) 平等主義基準

これは、すべての者が等しい価値を有するというヒューマニズムの価値基準に根づいている。Rousseau, Marx の平等主義的分配観や Rawls の正義論が、これに属する。福祉国家観におけるミニマム論の価値基準も平等主義基準に含まれる。ミニマム論での公正な分配の対象は権利で、例えば社会保障における最低限の所得保障、医療保障、住宅保障などは政府が全国民に平等に認めた権

8) 「各国の臣民は、その各々の能力にできるだけ比例的に、いいかえれば彼らがそれぞれ国家の保護のもとに獲得する収入に比例し、政府を維持するために貢献すべきものである。」 Musgrave [9] 邦訳 p. 95 より再引用。

利なのである。平等主義基準では、公正な分配の対象については意見が分かれるものの、その公正な分配状態は完全平等を意味している。いずれにせよ、平等主義基準は公正な分配の対象よりむしろ公正な分配状態に力点をおいた価値基準なのである。

以上みてきたように、公正な分配の対象と状態という観点から公正な分配を検討すれば、さまざまな価値基準が含意する公正な分配の概念をかなりの確に理解できるのである。

Ⅲ 水平的公平の指標

理想的租税制度は、支払能力説と利益説の2つのアプローチによって構築されてきた。利益説は配分領域の理論的根拠としては優れているが、これだけでは分配問題は解決できないのである。前節でも述べたように、公正な分配との関連において利益説は、社会が公正な分配を達成した状態ではじめて有効となる。これに対し、支払能力説では租税面（移転は負の租税として含められる）だけが問題となる。歳入がいかに使われようと、支払能力に応じ租税は公平でなければならないということである。そこでは、理想的租税制度は水平的公平と垂直的公平を満さねばならないのである。

水平的公平とは、等しい状況にある人びとに対し等しい租税上の取り扱いを要求する基準である。また垂直的公平とは、さまざまな分配状態に対する社会的評価に基づき、等しくない状況にある人びとには異なる租税上の取り扱いを要求する基準である。水平的公平と垂直的公平の不可分性は Musgrave が主張している通りである⁹⁾。水平的公平がなければ垂直的公平を定義することはできない。なぜならば、水平的公平に基づいてグループ分けされた人びとに対し差別的な租税上の取り扱いをすることが、垂直的公平だからである。また、垂直的公平がないのなら水平的公平の意義はない。等しくない人びとを差別する特別の理由がないとすれば、等しい人びとの差別を避ける理由もなくなるからである。

9) Musgrave [9] 邦訳, p. 239 を参照。

水平的公平と垂直的公平における最も基本的な問題は、等しい（あるいは等しくない）状況を何のタームで捕捉するかという問題である。この問題を解決してはじめて、水平的公平における課税単位や家族規模の取り扱いの問題、さらには垂直的公平における税率構造の問題などを検討することができるのである。そこで以下では、課税単位、家族規模の取り扱い、税率構造などの諸問題については論ぜず、支払能力説の種々のアプローチが水平的公平の等しい状況を何のタームで捉えていたかを概観しよう。

等しい状況は、総合的な支払能力ないし経済力を表わすと考えられる、富、所得、消費といった指標で伝統的に定義されてきた。19世紀以前のエリザベス時代では財産あるいは富が総合的な支払能力の指標と考えられていたが、産業社会が進歩し貨幣経済が発展してくると所得が適正な指標として受けられるようになった¹⁰⁾。等しい状況を所得のタームで定義するこのような流れには、Edgeworth-Pigou 流の犠牲説と Schanz-Haig-Simons 流の経済力増加説の2つがある。

犠牲説においては、各個人の厚生状態あるいは効用水準はその者の所得によって測定され、また犠牲は所得を手放すことで生ずる効用水準の減少であると考えられていた。そこでは、効用の個人間比較が可能であると、つまり共通の単位による効用の数量化が可能であると仮定されていた。さらに犠牲説では、各個人の満足の享受能力は等しい、したがって各個人の効用関数は同型であるという一層強い仮定が置かれることがほとんどだったのである。この強い仮定の下では、同一水準の所得をもつ人びとは同じ効用水準をもつので、等しい状況はその指標が効用水準でも所得でも同じことになる。しかも犠牲説では所得をいかに定義するかは、中心問題ではなかったのである。

これに対し、経済力増加説では所得は消費プラス純資産増加と定義され、この所得概念を指標にして等しい状況が定義される。このことは、その源泉を問わず自らが得た総所得に応じ各個人が租税を支払うべきだ、という価値基準に裏付けられているのである。こうした所得概念に従うと、資本利得（未実現も

10) Musgrave [9] 邦訳, p. 140 を参照。

含む)、贈与、遺贈、帰属所得なども普通の所得として扱われることになる。しかもそこでは、所得は実質的タームで測定されるべきとされている。つまり純資産増加は、現実の資本蓄積ではなく実質的な資本蓄積として考えるべきということである。実質的な資本蓄積は、現実の資本蓄積に、消費財の一般物価水準の変化と利子率の一般水準の変化について調整を加えたものである。けれども、これらすべての調整を行なうことは、実際ほとんど不可能なのである。

この所得概念の測定困難性をひとつの理由として Kaldor-Meade Committee 流の見解が生じている。これは、所得よりむしろ消費ないし支出を総合的な支払能力の指標として、等しい状況を定義した方が公平であるとする考え方である。この見解の根拠としては、経済力増加説の所得概念が測定できないという理由の他に、次の2つがあげられる。第1は、Hobbes の『リヴァイヤサン』における価値判断である。つまり、貯蓄や投資は社会にとって有益なものだが、消費は反社会的なものとされるのである。したがって、共同プールから取り出すもの(消費)に従って課税されるべきで、そこに投入するもの(所得)に従って課税されるべきではない、ということになる。第2の根拠は、公平の観点よりむしろ効率の観点からのもので、消費税が現在消費と将来消費の個人選択に中立的であるのに対し所得税は中立的でないという点にある。これは所得税が貯蓄に対する二重課税であるという批判とは別個のものである。もし所得が総合的な支払能力の指標であるという価値判断を認めるならば、貯蓄が生み出す利子はあくまでも純資産増加である以上、これに対する租税は新しい所得に対する租税として意味をもつからである。つまり、貯蓄に対する二重課税の問題は公平の観点から論ずべき性質のものであるのに対し、消費税の中立性は効率の観点から主張されるものなのである。

このように、総合的な支払能力ないし経済力の指標として、所得と消費との選択が今でも大きな問題となっているが、これに関連し最近では、Musgrave-Feldstein が等しい状況を効用タームで捉え直し水平的公平の問題を再検討している。そこでは、等しい状況の基本的意味を人びとが等しい効用水準を享受していることと考えるのである。Feldstein は、水平的公平を、もし2個人が

課税前に等しい効用を享受しているならば課税後においても同じ効用を得ていなければならないことを要求する基準、と定義している¹¹⁾。そして嗜好が異なり、各個人が同一の効用関数を有していないならば、一括税以外の租税は水平的公平を満さないとかれは主張した。また Musgrave は効用ないし厚生 of 客観的指標を導出しようとするのだが、そのとき各個人の効用関数が同型であることを前提としている¹²⁾。このように、Musgrave-Feldstein の考え方は、ある意味で犠牲説への回帰ともいえるのである。結局、かれらは効用の測定という一層複雑な問題に直面し、水平的公平の問題提起に止まっていると理解できよう。

以上概観した支払能力説のさまざまなアプローチはいずれも、等しい状況を、その指標はともかく総合的な支払能力ないし経済力で捉えようとしてきている。ところが、等しい状況がなぜ総合的な支払能力ないし経済力で定義されるべきなのかという点に関しては、いずれのアプローチでも明示されていないのである。本当に、総合的な支払能力ないし経済力が問題なのだろうか。この点について、次節でより詳しく論じよう。

Ⅳ 公正な分配と租税-移転体系

支払能力説の枠組みを拡大するならば、租税-移転体系は非移転的支出の財源調達手段だけではなく、公正な分配を達成する一手段としても考えられる。

水平的公平と垂直的公平を公正な分配と関連づければ、水平的公平は公正な分配の対象と、垂直的公平は公正な分配状態と密接にかかわるのである。例えば、いま社会的意思決定を通じ土地が公正な分配の対象に選ばれたとしよう¹³⁾。そして現実の分配状態とは異なる何らかの土地の分配状態が、公正であると決定されたとする。このような対象と状態からなる公正な分配が社会的意思決定で分配政策の目標と決定された場合、所得税はこの公正な分配を達成する政策

11) Feldstein [2] pp. 82-3.

12) Musgrave [10].

13) 土地を実物ターム（面積）で捉えようと貨幣ターム（評価額）で捉えようと、当面あまり問題ではない。

手段ではありえない。というのも、所得税は等しい（あるいは等しくない）状況を所得のタームで捉えて所得に課税するので、土地に関しては中立的租税だからである。したがって、この公正な分配を達成するには、等しい状況を土地で捉え、これに垂直的公平を満たすように課税しなければならない。

かくて、公正な分配を達成するとき租税-移転体系が可能な政策手段ならば、水平的公平の指標は公正な分配の対象となる事象のタームで示されねばならない。公正な分配の対象が社会的意思決定で決定されると、垂直的公平は非移転的支出の一般財源を確保したうえで、その公正な分配状態を満たすように調整できる。ここで、社会的意思決定で何が公正な分配の対象となるのかが、極めて重要となる。

もし公正な分配の対象が効用水準あるいは総合的な経済力といったものであれば、水平的公平の指標も効用水準あるいは総合的な支払能力ないし経済力を表わすものとなる。これが、すでに論じた支払能力説の各アプローチの立場である。ところが、効用水準あるいは総合的な経済力を社会が社会的意思決定を通じて公正な分配の対象として容認する、と考えることは現実的ではない。効用水準あるいは総合的な経済力を共通尺度で測定したり個人間比較することは、実際には不可能なのである。しかも現実世界で、ある個人が自らの効用水準あるいは総合的な経済力に比べて他の個人のそれが低いとか高いとか感じるのは、貨幣所得、富、特定財の消費水準といったある共通尺度で測定できる事象について、自らと他者を比較するからに他ならない。そこで、各個人はこうした共通尺度で測定できる事象を社会的意思決定を通じ公正な分配の対象として表明する、と考えた方が現実的なのである。このことは、効用水準あるいは総合的な経済力よりむしろ、それらの客観的指標とみなされている貨幣所得あるいは消費が公正な分配の対象になりうることを示唆している。しかし公正な分配の対象はこれらに限定されるわけではない。土地、家屋などの富、教育サービス、住宅サービス、余暇時間など特定財の消費水準、さらに選挙権、社会権などの権利もまた、社会的意思決定を通じて公正な分配の対象となりうるのである。

こうして、公正な分配の対象が効用水準あるいは総合的な経済力よりむしろ共通尺度で測定できる何らかの事象である場合には、水平的公平の指標も総合的な支払能力ないし経済力より、その事象に関する個別的な支払能力ないし経済力を表わす指標となる。しかも公正な分配の対象が同時に複数存在するときには、水平的公平の指標も同時に複数存在し、それゆえ課税-給付ベースは複数存在する可能性がある¹⁴⁾と推論できよう。この点を明らかにするために、次のような簡単なモデルを考えてみよう。

いま n 人からなる社会のある時点において、何らかの民主的な社会的意思決定ルールで、貨幣所得 A 、土地 B 、住宅サービス C が公正な分配の対象として選択されたと仮定する。社会的意思決定ルールについては、それが民主的なルールであること、すなわち独裁的なものではないということ以外に、ここでは何ら特定化していないのである。したがってこの社会的意思決定ルールは、単純多数決、条件付多数決（例えば $\frac{2}{3}$ 、 $\frac{3}{4}$ 以上の賛成が必要な多数決）、全員一致、点数投票（各有権者に一定の点数、例えば 10 点を与え、これを各選択対象に振り分けさせ、集計した点数合計が最大の選択対象が選ばれるルール）などの何らかの民主的な決定ルールであればよい。また、ここでの土地、住宅サービスは貨幣タームで測定されたものとし、物価水準は一定と仮定しよう。さらに政府はすでに現行租税-移転体系をもち、政府活動をおこなっているものと仮定する。つまり、公正な分配の対象となった 3 つの事象の現実の分配状態は、現行租税-移転体系の結果として生じているものとするのである。

そして、 $A_i, B_i, C_i, (i=1, \dots, n)$ は、それぞれ第 i 個人の現実の（つまり新たな租税-移転体系を導入する以前の）貨幣所得、土地、住宅サービスとする。これらの現実の分配状態を、それぞれ X_A, X_B, X_C としよう。また $\bar{X}_A, \bar{X}_B, \bar{X}_C$ はそれぞれの公正な分配状態としよう。このときの各個人の貨幣所得、土地、住宅サービスをそれぞれ $\bar{A}_i, \bar{B}_i, \bar{C}_i, (i=1, \dots, n)$ で表わそう。さらにそれぞれの公正な分配状態を達成するための、各個人の新たな租税-移転額

14) 筆者は Downs [1] モデルの枠組みの中で、公正な分配の対象が同時に複数存在することを詳述したことがある。横山 [12], [13] を参照されたい。

を a_i, b_i, c_i , ($a_i, b_i, c_i \geq 0$ で $i=1, \dots, n$) としよう。このとき、現実の分配状態と公正な分配状態は次のように示せる。

$$(1) \begin{cases} X_A = f(A_1, A_2, \dots, A_n) \\ X_B = f(B_1, B_2, \dots, B_n) \\ X_C = f(C_1, C_2, \dots, C_n) \end{cases}$$

$$(2) \begin{cases} \bar{X}_A = f(\bar{A}_1, \bar{A}_2, \dots, \bar{A}_n) \\ \bar{X}_B = f(\bar{B}_1, \bar{B}_2, \dots, \bar{B}_n) \\ \bar{X}_C = f(\bar{C}_1, \bar{C}_2, \dots, \bar{C}_n) \end{cases}$$

$$(3) \quad \bar{X}_A P_{XA}, \bar{X}_B P_{XB}, \bar{X}_C P_{XC}$$

ここで(1), (2)式における関数 f は、ある分布を何らかの平等度指標ないし不平等度指標に変換するもので、(1)式は現実の分配状態を、(2)式は公正な分配状態を示すものである。さらに(3)式は、先に述べた社会的意思決定の結果、この社会では現実の分配状態よりも公正な分配状態が選好されることを示している。

さてそこで、現実の分配状態をいかに公正な分配状態にするのかが問題となる。つまり公正な分配状態を達成するとき、いかなる租税-移転体系を新たに用いるのかが問題となるのである。これは、 A_i を \bar{A}_i , B_i を \bar{B}_i , C_i を \bar{C}_i に調整する方法の問題であるが、ここでは次の3つの租税-移転体系を考えることにしよう。ただし貨幣所得に関する課税-給付 a_i はいずれのケースでも現金でなされるものとする。

- (i) 土地 B , 住宅サービス C に関する租税支払は物納の形で、またそれらの給付は物納で得たものないしすでに政府が所有しているものを現物給付で実施する場合

このケースでは、次のような関係式が与えられる。

$$(4-i) \quad A_i - a_i = \bar{A}_i, \quad B_i - b_i = \bar{B}_i, \quad C_i - c_i = \bar{C}_i, \quad (\text{ただし } i=1, \dots, n)$$

$$(5-i) \quad \begin{cases} \sum_i A_i - \sum_i a_i = \sum_i \bar{A}_i \\ \sum_i B_i - \sum_i b_i = \sum_i \bar{B}_i \\ \sum_i C_i - \sum_i c_i = \sum_i \bar{C}_i \end{cases}$$

$$(6-i) \quad G = \sum_i a_i$$

ここで、 \sum_i^n は $\sum_{i=1}^n$ の略記である。(4-i)式は、公正な分配の対象それぞれに関する第*i*個人の現実値と公正値との関係である。例えば貨幣所得*A*についていえば、公正な分配状態における第*i*個人の貨幣所得 \bar{A}_i は、現実の分配状態におけるかれの貨幣所得 A_i に、 a_i だけ課税($a_i \geq 0$ の場合)ないし給付($a_i < 0$ の場合)したものである。(5-i)式は、(4-i)式を個人について総計したものである。(6-i)式の*G*は、非移転的支出に向けられる政府の追加的一般財源である。(i)に規定したような租税-移転体系では、 $G = \sum_i a_i$ となる。 $\sum_i a_i > 0$ の場合 $G > 0$ で、(5-i)式より $\sum_i A_i > \sum_i \bar{A}_i$ となる。これは、公正な分配状態における社会(民間)全体の貨幣所得が現実の分配状態におけるそれよりも小さくなることを意味する。そして $\sum_i a_i$ だけ新たに政府は非移転的支出に振り向けることができる。 $\sum_i a_i < 0$ のときには、 $G < 0$ で $\sum_i A_i < \sum_i \bar{A}_i$ となる。これは、政府が現行の非移転的支出額をこれだけ減じ移転支出に振り向けることを意味する。 $\sum_i a_i = 0$ とき $G = 0$ で、 $\sum_i A_i = \sum_i \bar{A}_i$ となり、社会(民間)全体の貨幣所得は現実の分配状態でも公正な分配状態でも等しいのである。また $\sum_i b_i > 0$ の場合、(5-i)式より $\sum_i B_i > \sum_i \bar{B}_i$ となる。これは、土地に関する物納-現物給付において政府が追加的に土地を所有すること、つまり $\sum_i b_i$ だけ私有地が公有地に変わることを意味している。 $\sum_i b_i < 0$ のときには逆に、政府が以前から所有している公有地をそれだけ私有地に変換することになる。 $\sum_i b_i = 0$ のときは、私有地と公有地の比率は変化しない。これは住宅サービス*C*についても同じである。

いずれにせよ、この租税-移転体系(i)のケースでは、公正な分配の対象ごとに課税-給付が完結し、独立しているのである。

- (ii) 土地*B*、住宅サービス*C*については、課税を実施せずに政府が強制的に民間から市場価格で買い入れて、買取分ないしすでに政府が所有しているものを現物給付で実施する場合

上記の(4-i)、(5-i)、(6-i)の各式に対応するこのケースでの関係式は、次のようになる。

$$(4\text{-ii}) \begin{cases} A_i - a_i + \alpha_i b_i + \beta_i c_i = \bar{A}_i \\ B_i - b_i = \bar{B}_i \\ C_i - c_i = \bar{C}_i \end{cases} \quad (\text{ただし } i=1, \dots, n)$$

$$(5\text{-ii}) \begin{cases} \sum_i A_i - \sum_i a_i + \sum_i \alpha_i b_i + \sum_i \beta_i c_i = \sum_i \bar{A}_i \\ \sum_i B_i - \sum_i b_i = \sum_i \bar{B}_i \\ \sum_i C_i - \sum_i c_i = \sum_i \bar{C}_i \end{cases}$$

$$(6\text{-ii}) \quad G = \sum_i a_i - \sum_i \alpha_i b_i - \sum_i \beta_i c_i$$

ここで、 α_i , β_i は、 $b_i > 0 \rightarrow \alpha_i = 1$, $b_i < 0 \rightarrow \alpha_i = 0$, $c_i > 0 \rightarrow \beta_i = 1$, $c_i < 0 \rightarrow \beta_i = 0$ となるものである。例えば政府に B , C とともに強制的に買い取られた第 j 個人の公正な分配状態における各公正値は、 $\bar{A}_j = A_j - a_j + b_j + c_j$, $\bar{B}_j = B_j - b_j$, $\bar{C}_j = C_j - c_j$, ($b_j, c_j > 0$) となる。また B , C とともに政府から現物給付された第 k 個人の各公正値は、 $\bar{A}_k = A_k - a_k$, $\bar{B}_k = B_k - b_k$, $\bar{C}_k = C_k - c_k$, ($b_k, c_k < 0$) である。(6-ii) 式はこの租税-移転体系(ii)における、非移転的支出に向けられる政府の追加的一般財源を示している。この(6-ii)式の $\sum_i \alpha_i b_i$ と $\sum_i \beta_i c_i$ は、政府が強制的に民間から土地 B と公共サービス C を買い取るために支出される総額である。また $\sum_i a_i$ は貨幣所得に対する課税-給付で政府の手元に残った純額である。 $\sum_i a_i$ はプラスの場合もあればゼロやマイナスの場合もある。もし $\sum_i a_i < \sum_i \alpha_i b_i + \sum_i \beta_i c_i$ であるならば $G < 0$ となり、政府は G だけ現行の非移転的支出額を減じ移転支出に振り向けることになる。この租税-移転体系(ii)では、政府が強制的に買入した B と C ないしすでに政府が所有しているものを現物給付するので、 $\sum_i b_i$ と $\sum_i c_i$ は必ずしもゼロとはならない。 $\sum_i b_i = 0$, $\sum_i c_i = 0$ のときには、強制的に買入したものだけをすべて現物給付しているのである。 $\sum_i b_i \neq 0$, $\sum_i c_i \neq 0$ の場合の議論は、(i) のケースと同様である。ただし、この租税-移転体系(ii)では公正な分配の対象ごとに課税-給付が独立しておらず相互に関係をもっている。

(iii) 土地 B , 住宅サービス C に関する租税支払も現金の形で実施し、それらの給付は補助金の形で実施する場合

この租税-移転体系のケースでは、次のような関係式が与えられる。

$$(4\text{-iii}) \begin{cases} A_i - a_i - b_i + g_i(b_i) - c_i + h_i(c_i) = \bar{A}_i \\ B_i - g_i(b_i) = \bar{B}_i \\ C_i - h_i(c_i) = \bar{C}_i \end{cases} \quad (\text{ただし } i=1, \dots, n)$$

$$(5\text{-iii}) \begin{cases} \sum_i A_i - \sum_i a_i - \sum_i b_i + \sum_i g_i(b_i) - \sum_i c_i + \sum_i h_i(c_i) = \sum_i \bar{A}_i \\ \sum_i B_i - \sum_i g_i(b_i) = \sum_i \bar{B}_i \\ \sum_i C_i - \sum_i h_i(c_i) = \sum_i \bar{C}_i \end{cases}$$

$$(6\text{-iii}) \quad G = \sum_i a_i + \sum_i b_i + \sum_i c_i$$

ここで関数 g_i , h_i は課税-給付の第 i 個人の反応関数である。つまり土地 B に課税された者がどれだけの土地を市場に供給しようとするのか、あるいは補助金を給付される者がどれだけの土地を市場で需要しようとするのかを示したのが、 g_i 関数である。 h_i 関数も同じである。しかもここでは、 B と C の売買はこの課税-給付によってのみ生ずるものとしよう。土地 B に課税された第 j 個人は、 $b_j (> 0)$ だけ現金で租税を支払い、 $g_j(b_j)$ だけ土地を手放し $g_j(b_j)$ の代金を得ることになる。また逆に、補助金を給付された第 k 個人は、 $b_k (< 0)$ だけ補助金を得て $g_k(b_k)$ だけ土地を購入し $g_k(b_k)$ の代金を支払うことになる。こうして b_i の符号と $g_i(b_i)$ の符号は一致するのである。同様に、 c_i の符号と $h_i(c_i)$ の符号も一致する。この租税-移転体系(iii)では、土地 B と住宅サービス C の公正な分配状態は市場での売買を通じて達成されることになる。したがって、 $\sum_i g_i(b_i)$ と $\sum_i h_i(c_i)$ はゼロとなるように b_i , c_i が調整されているのである。だが、 $\sum_i g_i(b_i) = 0$ とするような $\sum_i b_i$ が必ずしもゼロでないことは、いうまでもなからう。つまり $\sum_i b_i$ の符号は不定である。同様に $\sum_i c_i$ の符号も不定である。このとき (5-iii) 式は次の (5-iii)* のように示せる。

$$(5\text{-iii})^* \quad \sum_i A_i - G = \sum_i \bar{A}_i, \quad \sum_i B_i = \sum_i \bar{B}_i, \quad \sum_i C_i = \sum_i \bar{C}_i$$

こうした租税-移転体系(iii)では、(ii)のケースと同じく、課税-給付は公正な分配の対象ごとに独立しておらず相互に密接に関連している。

以上、簡単なモデルで代表的な3つの租税-移転体系を検討してきたが、現実世界ではこれらの類型をミックスした場合もあろう。いずれの体系を採用す

るにせよ、各(4)式で示したように、課税-給付ベースは公正な分配の対象の数だけ存在しなければならないのである。つまり X_A , X_B , X_C の公正な分配状態を達成するには、相互連関があるにせよ、 A , B , C といった公正な分配の対象ごとに水平的公平と垂直的公平を考える必要がある。

かくて、公正な分配を達成するとき租税-移転体系が可能な政策手段ならば、水平的公平の指標は公正な分配の対象となる事象のタームで示されねばならないのである。しかもこうした推論のもとでは、課税-給付ベースは公正な分配の対象によって決定され複数存在する可能性がある。

V 結 論

公正な分配とは何かという問題は、現代社会の政治経済体制を理解する上で最も重要な側面のひとつである。公正な分配の概念は、公正な分配の対象とその公正な分配状態という2つの要素を考察することで明確になる。しかも公正な分配の対象が何か、極めて重要なのである。これは、本稿ならびにこれ以前の論文で筆者が繰り返し主張してきたことである。そして効用水準あるいは総合的な経済力が、現実の社会的意思決定の場において、公正な分配の対象とはなりえないこともまた非常に重要である。

だからといって、これは効用概念を否定することにはならない。経済学のミクロ分析は、効用概念を用いることで発展してきた。しかし効用概念それ自体が現実世界で存在すると主張する者は、ほとんどないであろう。にもかかわらず、効用概念が経済学において大きな役割を演じてきたのは、現実世界の経済活動を分析する用具として有益な概念であったからである。また今日でも効用概念は、経済活動を分析するときの有益な分析用具であり、政治活動でさえもこの用具を用いて有効な分析ができるのである。つまり筆者は、分析用具としての効用概念が非常に有益なものであるという点を否定するものではない。ただ経済学(ないし政治学)の分析用具である効用概念が現実世界の社会的意思決定で公正な分配の対象になる、とは考えられないということである。

こうして公正な分配の対象は効用水準あるいは総合的な経済力以外の事象と

なるが、それが何であるかが、ある条件の下では、水平的公平の指標を決めひいては課税-給付ベースを規定してしまふことをみてきた。この条件とは、「公正な分配を達成するとき租税-移転体系が可能な政策手段ならば」という条件であった。公正な分配の対象がいかなるとき、租税-移転体系がその公正な分配状態を達成するための可能な政策手段となるのであろうか。

社会の基本法 constitution (人権, 自由権, 私有財産制などを規定する基本ルール) の変更は租税移転体系に変化をもたらしうるが、租税-移転体系そのものは既存の基本法を直接変更するものではないし、抜本的に変更しえないものである。したがって、租税-移転体系で公正な分配を達成できるのは、公正な分配の対象が基本法にかかわらない場合だけである。例えば、自由権や人権が公正な分配の対象である場合には、租税-移転体系という分配政策手段が無効であることは明らかであろう。つまり、公正な分配の対象が基本法にかかわる場合には、租税-移転体系ではなく基本法自体の変更こそが有効な分配政策手段となりうるのである。この変更は、新たな私有財産権の規定といったような形で現われるであろう。

かくて、公正な分配の対象が基本法にかかわらないならば、租税-移転体系は公正な分配を達成するとき可能な政策手段となる。そしてこのときには、公正な分配の対象が、水平的公平の指標を決め課税-給付ベースを規定するのである。

参 考 文 献

- [1] Downs, A., *An Economic Theory of Democracy*, Harper & Row, 1957.
古田精司監訳『民主主義の経済理論』成文堂, 近刊。
- [2] Feldstein, M., "On the Theory of Tax Reform," *Journal of Public Economics*, July-August, 1976.
- [3] Friedman, M., *Capitalism and Freedom*, University of Chicago Press, 1962. 熊谷尚夫・西山千明・白井孝昌共訳『資本主義と自由』マグローヒル好学校社, 1975.
- [4] Goetz, M.L., "Tax Avoidance, Horizontal Equity, and Tax Reform: A Proposed Synthesis," *Southern Economic Journal*, April, 1978.

- [5] Goode, R., "The Economic Definition of Income," in J. A. Pechman (ed.), *Comprehensive Income Taxation*, The Brookings Institution, 1977.
- [6] James, S. & Nobes, C., *The Economics of Taxation*, ch. 5. Philip Allen, 1978.
- [7] Kaldor, N., *An Expenditure Tax*, George Allen & Unwin, 1955. 時子山常三郎監訳『総合消費税』東洋経済新報社, 1963.
- [8] Meade Committee, *The Structure and Reform of Direct Taxation*, ch. 3. George Allen & Unwin, 1978.
- [9] Musgrave, R. A., *The Theory of Public Finance*, McGraw-Hill, 1959. 木下和夫監修・大阪大学財政研究会訳『財政理論 I』有斐閣, 1961.
- [10] —————, "ET, OT and SBT," *Journal of Public Economics*, July-August, 1976.
- [11] —————, & Musgrave, P. B., *Public Finance in Theory and Practice*, 2 ed. McGraw-Hill, 1976.
- [12] 横山 彰, "公正な分配と効率的な移転形態", 三田学会雑誌, 1978. 12.
- [13] —————, "市場機構と価格統制", 古田精司・原 豊編『公共部門の経済学』千曲秀版社, 1979.